

福岡県家畜衛生だより

発行者 公益社団法人福岡県畜産協会
福岡市博多区千代4丁目1-27
電話 092-641-8714 FAX 092-642-1276



第12回全国和牛能力共進会「種牛の部」福岡県最終予選会（8月6日久留米市）での車両消毒

目 次

- 飼養衛生管理基準クロスコンプライアンスの導入について P1
- 法令の一部改正に伴う検査内容の見直しについて P2
- 豚熱及びアフリカ豚熱の発生状況と注意事項 P3
- 『豚熱』感染野生いのしの侵入を見逃すな！（野生いのしの検査状況） P5
- 高病原性鳥インフルエンザの発生状況と今シーズンに向けての準備 P6
- 福岡県におけるツマアカスズメバチの確認について P8
- 「はかた地どり」の地理的表示（GI）登録について P9
- 農場HACCP認証基準の一部改正について P10
- 第12回全国和牛能力共進会における福岡県代表牛の概要 P13
- 福岡県“One Health”国際フォーラム2022+FAVA 県民講座 及び
第23回福岡県農林水産まつり（開催案内） P14
- 産業動物獣医師のニューフェイス P15
- 令和4年度家畜保健衛生所職員の紹介 P16

飼養衛生管理基準クロスコンプライアンスの導入について

福岡県農林水産部畜産課

1. 背景

近年、豚熱や高病原性鳥インフルエンザが国内で断続的に発生しています。発生農場の多くは、飼養衛生管理基準の一部が不遵守であることが確認されています。

今回、飼養衛生管理基準の遵守を推進し、疾病の発生及びまん延防止を図ることを目的とし、豚・家きん所有者等(※1)が補助事業、交付金及び制度資金(以下「事業等」)を利用する場合、その性質に応じて飼養衛生管理基準の遵守を要件とするクロスコンプライアンスを導入することになりました。

2. 遵守状況の確認の流れ

飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、事業等の一部では、申請の際に「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」(以下、「確認書」)の提出が必要となりますので、確認書が必要な場合、農場を管轄する家畜保健衛生所に連絡し、確認書の作成を依頼してください。

また、申請時に確認書の提出が不要な事業等については、審査時に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を実施します。

なお、不遵守がある場合は、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要となります。期限までに不遵守が改善されない場合、家畜伝染病予防法第12条の5及び第12条の6の規定に基づき、指導及び助言、勧告等を厳格に行うこととなります。

3. 対象事業等

(1) 補助事業

- ・畜産クラスター事業(施設整備事業、機械

導入事業、経営継承事業)

・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業

・特定地域経営支援対策事業

・経営継承・発展等支援事業

・農業信用保証保険基盤強化事業

・農業経営継承保証保険支援事業

(2) 交付金

・消費・安全対策交付金(ハード事業)

・農地利用効率化等支援交付金

・強い農業づくり総合支援交付金(家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設)

(3) 制度資金(※2)

・畜産経営体質強化支援資金

・家畜疾病経営維持資金

・畜産特別資金

・農業経営改善促進資金

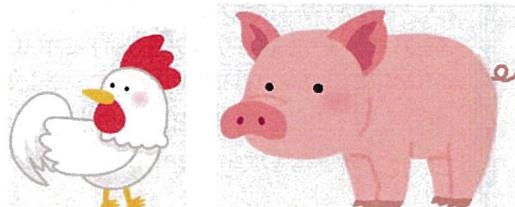
・農業経営負担軽減支援資金

・農業近代化資金

・公庫資金(畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等)

(※1) 豚・鶏の他、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥または七面鳥の所有者が対象(牛・馬は対象外)

(※2) 制度資金のうち、公庫資金については、主なものを記載しているため、これ以外にも対象となる資金がありますので、詳細は事業担当窓口にお問い合わせください。



法令の一部改正に伴う検査内容の見直しについて

福岡県農林水産部畜産課

1. 国内清浄化に伴う牛ブルセラ症及び結核検査の見直しについて

牛のブルセラ症及び結核は、家畜伝染病予防法施行規則（以下、「規則」）第9条第2項に基づき、発生予防対象疾病として発生状況等を把握するため、平成29年度まで定期検査を実施し、清浄化傾向にあることが確認されました。このため、平成30年から令和2年度までの間、清浄性確認サーベイランスを実施し、両疾病の我が国における清浄性が確認されたことから、令和3年4月1日を開始日として、OIE（※1）に対して清浄化宣言を提出し、この度受理されたところです。

令和3年度からは「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」に基づき、当面の間、清浄性維持サーベイランスを実施することとなりました。

清浄性維持サーベイランスでは、輸入牛、種畜検査対象牛並びに都道府県が必要と認めた牛を検査対象とします。

輸入牛については、種付けの用又は搾乳の用に供するものに限り、毎年度、基準日（検査の前年度の12月1日）において、輸入日から1年以上を経過し、基準日に生存している牛が対象（前年度までに検査対象となった牛は除く）で、毎年度1農場における検査頭数の上限は30頭とします。なお、今年度、本県に対象牛はいません。

種畜検査対象牛は原則、家畜改良増殖法第4条第1項の検査の全頭を対象（前年度までに検査対象となった牛は除く）とし、細密検査は実施せず、典型的な臨床症状を示していないかを確認することにより検査します。

また、増殖法第9条の2に基づき、伝染性

疾患及び遺伝性疾患有していないことについて獣医師が診断を行う場合、家畜体内受精卵の採取の用に供する雌畜又は家畜卵巢の採取の用に供する雌畜についても、結核の細密検査は実施せず、典型的な臨床症状を示していないかを確認することにより検査します。

さらに令和4年度、規則の一部改正により、両疾病ともに規則第9条第2項の発生予防対象疾病から削除され、第10条第1項の発生予察対象疾病に追加されました。

2. めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症（TSE）の検査対象月齢の見直しについて

令和4年4月1日、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正があり、TSEの検査対象について「月齢又は推定月齢が満12か月齢以上で死亡しためん羊、山羊」から「月齢又は推定月齢が満18か月齢以上で死亡しためん羊、山羊」に変更されました。

平成15年以降、国内で毎年200～500頭のTSEの検査を実施し、これまでにTSEと判定されためん山羊は8頭で、いずれも2歳齢以上であったこと、そして、OIEコード（※2）上、TSEの検査対象は18か月齢超のめん羊及び山羊となっており、EU及び米国においても同様であることから、今回、検査対象月齢が18か月齢に引き上げられたこととなりました。

（※1）フランスのパリで発足した動物衛生の向上を目的とする政府間機関で、動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準の策定等を行う。

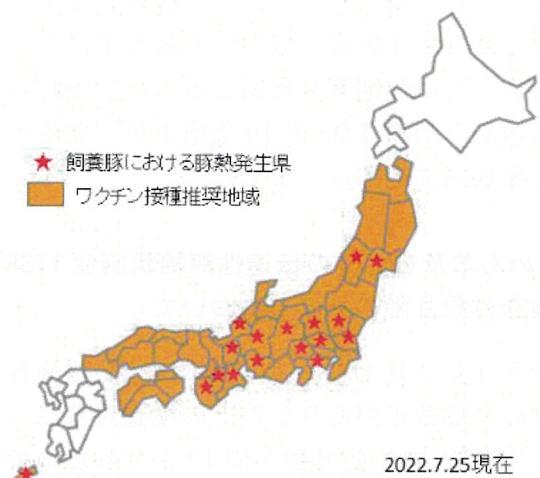
（※2）OIEが規定した動物及び動物製品の貿易に関する国際基準

豚熱及びアフリカ豚熱の発生状況と注意事項

福岡県両筑家畜保健衛生所

1 豚熱

豚熱は2018年、26年ぶりに岐阜県の養豚場で発生し、2022年8月までに83事例が確認されて、35万頭以上が殺処分されています。下図のとおり、本州の16県に加え、沖縄県でも飼養豚での発生が確認されています。



また、野生いのししで広範囲かつ継続的に陽性が確認されていることを受け、衛生管理の徹底のみでは感染防止が困難と判断されたことから、2019年10月25日から飼養豚へのワクチン接種が開始され、現在では北海道、九州を除く39都府県がワクチン接種推奨地域に指定されています。

野生いのししから排出された豚熱ウイルスは農場周囲に存在しており、車両や水源、野生動物により農場内に持ち込まれ、従業員や豚の移動、野生動物等により豚舎内に拡散すると報告されています。

野生いのししの感染対策として、経口ワクチンの散布やサーベイランスの強化、捕獲の強化を実施している所ですが、2022年3月には山口県で野生いのししの感染が確認され、九州への侵入が懸念される状態です。

豚熱は特徴的な症状が無く、気が付きにく

い病気です。毎日の健康観察を徹底し、豚の異状（元気消失、死亡増加等）が確認されたらすぐに家畜保健衛生所にご連絡ください。

また、豚熱対策として以下の点にご協力ください。

- ① 関係者以外の農場内立入禁止
- ② 人や車両の消毒の徹底
- ③ 野生動物侵入防止
- ④ 飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合の十分な加熱処理

2 アフリカ豚熱

アフリカ豚熱(ASF)は豚熱とは異なる病気で、豚熱より伝染性は低いものの致死率がほぼ100%に達する致死性ウイルス感染症で、治療法やワクチンはありません。



(農林水産省 HP より)

図の赤色で塗っている部分は2005年以降にASFが確認された国を示しています。現在、世界的に流行しているASFは2007年ジョージアで発生が始まり、原因是アフリカから輸入された肉製品であると考えられています。その後、ヨーロッパ、ロシア、アジアへと発生が広がり、2018年には世界の豚の約半数を飼育する中国で発生が確認され、そこからアジア各国に感染が広がり、2022年8月現在、東アジアで発生していない国は日本と台湾のみです。

ASFはダニによる媒介、感染畜等との直接

的な接触だけでなく、輸入された肉製品が感染源となる可能性があります。現在、日本へのウイルス侵入を防ぐため、検疫探知犬の増頭や家畜防疫官の権限強化等、水際対策を徹底しています。

しかしながら、水際対策は 100% ではないため、万が一日本に侵入した場合に備えて、豚飼養者の方は農場内にウイルスを持ち込まないための飼養衛生管理の向上をお願いいたします。

3 アフリカ豚熱の未承認ワクチン

2021 年 1 月 22 日付けのロイター通信で、中国において ASF の未承認ワクチンの使用を原因とした新たな ASF の株が見つかっているとの報道がありました。

現在、安全性・有効性が確立され、農場段階で利用可能な ASF ワクチンの製造や流通は世界的に報告されていません。日本国内で家畜に使用できるワクチンは、有効性と安全性が確認され、国の承認を受けたもののみです。

未承認ワクチンを輸入したり使用することは違法であり、報道のように新たな感染を引き起こす危険性があります。くれぐれも未承認ワクチン入手・使用しないようお願いします。



⑥国際獣疫事務局 (OIE) が Youtube で公開している、ASF 未承認ワクチンの危険性や飼養衛生管理の重要性を紹介している動画のリンクです。

4 外国人従事者への注意喚起

中国や東南アジアの国々は、豚熱、アフリカ豚熱だけでなく口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の発生国であり、農場の外国人従事者への注意喚起が必要です。

豚熱やアフリカ豚熱のウイルスは、肉製品に付着して感染源となる可能性があります。

そのため、海外の肉製品や動物由来製品のほとんどは、日本へ持ち込むことができません。携帯品だけでなく、母国から送られる国際郵便物の中身も確認し、肉製品を持ち込ませないように外国人従事者へ周知いただきますようお願いします。

肉製品の持ち込みが悪質と判断された場合、家畜伝染病予防法により、3 年以下の懲役又は 300 万円以下（法人の場合は 5,000 万円以下）の罰金が科せられます。



また、ASF 発生国を訪問した際には、畜産関連施設への立入りは極力避けるようにしてください。畜産関連施設へ立ち入ったり、家畜に接触した場合には、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。



⑦動物検疫所が Youtube で公開している、肉製品の持ち込みについてのお知らせの動画のリンクです。

(連絡先)

農林水産省 動物検疫所門司支所
TEL:093-321-1116 FAX:093-332-5858
同 福岡空港出張所
TEL:092-477-0080 FAX:092-477-7580

『豚熱』感染野生いのししの侵入を見逃すな！(野生いのししの検査状況)

福岡県北部家畜保健衛生所

豚熱対策として、平成30年9月以降、全都道府県で野生いのししのサーベイランスが行われています。豚熱感染野生いのししの発見地点は拡大傾向にあり、今回は、この状況とその他の対策について説明します。

1 全国のサーベイランス実施状況

死亡いのしし約3,000頭中、約1,200頭に、狩猟で捕獲したいのしし約48,000頭中、約3,400頭に豚熱感染が確認されています。
(令和4年3月時点)

なお、今年3月には隣県の山口県で、7月には四国で初めて徳島県で感染した野生いのししが発見されています。



2 県内のサーベイランス実施状況

本県においても、これまでに350頭の野生いのししの検査を行い、陰性を確認しています。(令和4年8月3日時点)

今年度も、獣肉処理加工施設や狩猟者、各関係機関に検体確保の協力を求め、検査頭数の増加に努めています。

3 その他の豚熱対策

豚熱感染野生いのししが確認されている県やその隣接県等では、野生いのししの捕獲・狩猟の強化や、経口ワクチンの散布などの対策を行っています。

また、豚熱の遠方への拡大については、野生いのししだけでなく、狩猟者や旅行者といった人や物を介した拡大も疑われています。このことから、狩猟者及び登山者等へ、交差汚染防止対策の周知やポスター掲示による注意喚起等も行っています。



4 最後に

豚熱感染野生いのししの、九州への侵入リスクは日々高まっています。日頃から飼養衛生管理基準を遵守し、発生予防に努めましょう。

高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生状況と今シーズンに向けての準備

福岡県筑後家畜保健衛生所

1 発生状況と特徴

(1) R3 年冬～R4 年春の発生状況 (図1、表1)

家きんでは11月10日秋田県での発生以降、中部地方を除く全国各地の12道県で25事例発生し、30農場1施設の約189万羽が殺処分されました。その中には、エミュー、だちよう及びあひる飼養農場も含まれており、これまでの発生事例よりもかなり遅い5月14日まで発生が続きました。

野鳥では11月8日の検出以降、8道府県で107事例検出され、家きんの発生と同様に5月14日まで検出が続きました。種名として、ハシブトガラスが最も多くなっています。

原因ウイルスは、いずれもH5N1亜型が主流で、一部前シーズンのH5N8亜型も流行株となっています。

(2) 特 徴

昨シーズンの特徴は以下のとおりです。

- ①R2年度から2年続けて全国各地で発生
- ②前シーズンと異なる流行株が原因
- ③5月中旬まで野鳥で検出、家きんでも発生
- ④エミューなど、鶏以外でも発生
- ⑤カラス等の身近な野鳥から検出
- ⑥野鳥を捕食するキタキツネ等から検出

以上のことから、今シーズン (R4年冬～R5年春) も連続して発生する可能性があるため、油断せずに発生予防の徹底が必要です。

昨シーズンは生活圏に身近なカラスで多く検出され、これを捕食する野生動物からも検出されています。そのため、野鳥に加えて野

生動物の侵入により家きん飼養施設に病原体が持ち込まれるリスクが高かった可能性とリスクの高い期間が例年より長く続いていたことが想定されます。実際に、発生農場ではカラス等の野鳥が多くみられ、中小野生動物(キツネ、タヌキ、アライグマ、ネズミ等)の糞便や獣害が確認されています。

また、エミューなど、だちようの飼養施設では、屋外で飼養されたり、防鳥ネットに大きな隙間があったことが報告されています。

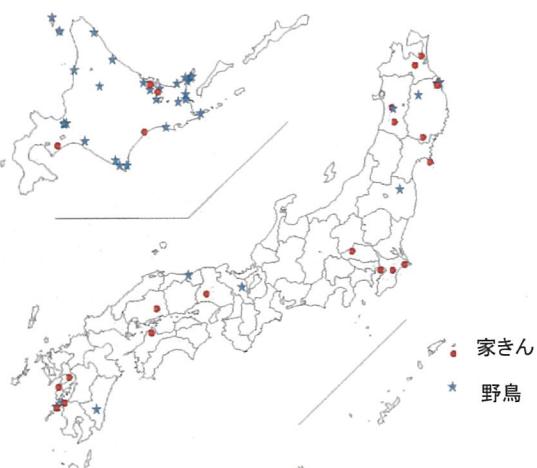


図1 昨シーズンの国内における発生状況①

| 発生地域 事例数 | 初発日 ～最終日 ^{注1} | 用 途 もしくは 種 名 | 亜 型 | | | |
|-------------|---------------------------|------------------|--|------|----|----|
| | | | H5N1 | H5N8 | H5 | |
| 家 き ん | 12道県 25事例 | 11月10日 ～5月14日 | 採卵鶏：14 肉用鶏：7 あひる：6 だちよう（エミュー） ^{注2} ：3 | 23 | 2 | — |
| 野 鳥 | 8道府県 107事例 | 11月8日 ～5月14日 | ハシブトガラス：58 オジロワシ：18 オオハクチョウ：8 環境試料（水）：8 オオワシ：3 その他：12 | 65 | 7 | 35 |

表1 昨シーズンの国内における発生状況②

2 今シーズンに向けて

渡り鳥の時期となる11月頃から警戒が必要

要な時期を迎えます。

昨シーズンの特徴から、農場周囲や鶏舎のすぐ横にHPAIウイルスが迫っていることを想定し、従業員とウイルスを「持ち込まない」、「野生動物や立入者に持ち込まない」という認識を共有して、対策を行うことが重要です。

昨シーズンの発生事例に関する農林水産省の疫学調査チームの調査結果を踏まえ、特に以下の項目について再確認しましょう。

1) 衛生管理区域

：人や物の出入は必要最小限

- ①手指の洗浄・消毒、手袋の交換
- ②衣類・長靴の交換
- ③車両の消毒



2) 鶏舎

- ①手指の洗浄・消毒、手袋の交換
- ②衣類・長靴の交換

3) 野鳥・野生動物対策

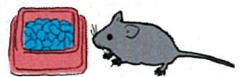
①隙間などの総点検と修繕

鶏舎、飼料庫、堆肥舎、集卵施設などの隙間や破損を点検しましょう。特に、防鳥ネットや破損しやすい場所（壁やクーリングパッド）、隙間のできやすい場所（集卵用コンベアや徐糞ベルトの周囲）を見ましょう。また、日ごろから鶏舎周囲の除草や整理整頓に努めましょう。



②ネズミの駆除

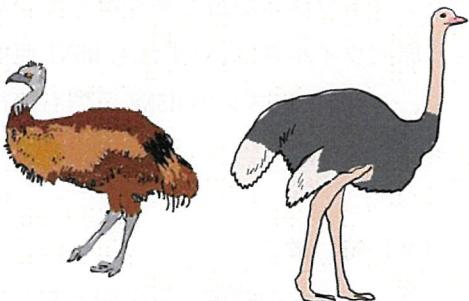
ネズミ等の糞やかじり痕などが確認できた場合は、殺鼠剤、粘着シート、捕獲機などを用いて駆除しましょう。



～だちょうやエミュー飼養施設の方へ～

だちょうやエミュー、あひるもHPAIに感染します！

- ・屋外での飼養は控えましょう！
- ・上記の項目を確認しましょう。



福岡県におけるツマアカズメバチの確認について

福岡県中央家畜保健衛生所

2022年4月28日に福岡市東区、5月6日に糟屋郡久山町においてツマアカズメバチの女王バチがそれぞれの地域において発見されました。また、確認後に環境省によって行われた緊急調査では、久山町のみでオスバチ1個体が確認され、その後の8月に実施された継続調査においては久山町、篠栗町付近で50匹以上の働きバチが確認され、福岡県内の定着が危惧されています。

ツマアカズメバチは特定外来生物に指定されており、ミツバチなどの昆虫類を捕食することや高い繁殖力と分布拡大能力を持つため、国内に定着してしまうと、養蜂業への被害や人への刺傷被害、生態系への影響等が考えられます。

これまでに長崎県対馬市において定着が確認されています。巣や個体が5地域（福岡県北九州市（平成27年）、宮崎県日南市（平成28年）、長崎県壱岐市（平成29、30年）、大分県大分市（平成30年）、山口県防府市（令和元年））で確認されていますが、現時点でこれらの地域において定着は確認されていません。

定着すれば根絶することは困難となるため、侵入監視により、早期発見、早期駆除することで根絶を図ることが極めて重要です。

ツマアカズメバチの特徴を下図に示しています。発見した際には、市町村または管轄の保健福祉環境事務所へのご連絡をお願いいたします。



ツマアカズメバチの見分け方

1. 体長が約2c.m
2. 全体的に黒っぽい
3. 腹部がオレンジ
4. 脚先が黄色
5. 巣が高い位置にある
6. 巣が壁に覆われ球状

「はかた地どり」の地理的表示(GI)登録について

福岡県農林水産部畜産課

1 GI 保護制度

各地域には、長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壤などの生産地等の特性が、高い品質や評価を獲得するに至った農林水産物・食品等が多く存在しています。

これらの商品のうち、品質や社会的評価などを確立した特性が産地と結びついている商品について、その名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です。

この制度は、平成 26 年 6 月 18 日に成立した「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づき運用され、平成 27 年 12 月 22 日に「八女伝統本玉露」を含む 7 產品が登録され、令和 4 年 7 月末時点で 121 產品が登録されています。

2 はかた地どりの概要

福岡を代表する「はかた」を冠した「はかた地どり」は、在来種である軍鶏をベースに福岡の郷土料理に適した地鶏として昭和 62 年に県が開発し、生産者及び県を含めた関係機関で構成する「福岡県はかた地どり推

進協議会」による販路拡大の取組により、令和 2 年度の地どりの出荷羽数は 54 万羽まで拡大し、4 年連続で九州 1 位を達成しています。

3 GI 登録の概要と今後の展望

「はかた地どり」は、原種鶏の分散飼育によるリスク回避、飼育管理マニュアル作成による技術向上や H A C C P に対応した衛生管理といった生産方法に加え、福岡県民に広く親しまれる「水炊き」や「がめ煮」と相性がよい肉質が、生産地の特性として評価され、本年 3 月 31 日に地理的表示(G I)登録されました。

今後は、更なる国内での販路拡大を図るため、小売店でのスポット販売による P R 活動を実施するとともに、生産・販売業者に対し、非接触や夜間販売に対応する鶏肉の冷凍自動販売機の導入支援や、海外への輸出拡大を図るため、店頭に直接陳列できる小分けパックの自動包装設備の導入支援を計画しています。

| 制度の大枠 |
|---|
| ① 產品（特定農林水産物等）をその生産地や品質の基準等とともに登録。 （登録料として 9 万円要。更新料は不要） |
| ② 登録内容を満たす產品には、「地理的表示」を使用可能。また、地理的表示と併せて登録標章（G I マーク）の使用が可能。 ※ 登録内容を満たさない產品への G I マークの使用や、G I マークのみの使用は不可。 |
| ③ 地理的表示の不正使用は行政が取締り。 |
| ④ 地域の生産者は、既登録団体への加入や、新たに登録を受けた生産者団体の構成員となることで、地理的表示を使用可能。 |

- 効果**
- 原則として、登録された基準を満たす產品のみに地理的表示が使用される。
 - 品質を守るものが市場に流通。
○ GI マークにより、他商品との差別化が可能。
 - 訴訟等の負担なく、自らの商品のブランド価値を守ることにつながる。
 - 地域共有の財産として、商品の名称が保護される。

GI 制度の概要及び効果



はかた地どり

農場HACCP認証基準の一部改正について

公益社団法人 福岡県畜産協会（衛生指導部）

農場 HACCP 導入に関し、その統一性や透明性確保の観点から、農林水産省は平成21年に「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準」を公表しましたが、10年以上が経過し、その間、食品安全の国際規格である ISO22000 が平成30年に改訂されました。また、家畜衛生分野では、国内における平成22年の口蹄疫や平成30年以降の豚熱の発生、アフリカ豚熱の侵入リスクの高まり等を踏まえ、飼養衛生管理基準の強化が図られました。これらの変化に対応するため、令和4年7月12日付けで所要の改正が行われました。

なお、認証基準は第1章～第7章で構成されており、主な改正ポイントは以下のとおりです。（改正部分のみ抜粋しています）

第1章 範囲、引用文書、用語

1. 範囲：農場の経営者、従事者、組織員数、飼養規模（概数）等を明確にするとされた。

第2章 経営者の責任

1. 経営者のコミットメント（誓約）

(2) 衛生管理目標の設定：第6章2の分析結果に基づき、定期的に見直すとされた。

(3) 組織および組織の役割と権限：経営者 HACCP チーム、内部監査チーム、農場の全職員等を組織図等で示し、役割と権限を文書化するとされた。

3. 外部コミュニケーション

①供給者②家畜・畜産物の出荷先、消費者③法令・規制当局④家畜・畜産物の安全に係るその他の組織について、リストを作成するとされた。

5. 特定事項への備え

(1) HACCP チームによる手順の確立等

②では、従来「製品表示に不適切な事例」とされていたが、「第3章2.の事項に関して」と改正され、いわゆる製品説明書の内容に関する不適切な事例が発生した場合の手順を確立する等とされた。⑤では、従来「自然災害」のみが対象であったが、「家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生管

理システムが機能しない重大な事態」と対象が拡大されたので、これに対応する手順を確立する等とされた。

6. 衛生管理システムの見直し

衛生管理システムの見直し及び更新については、第6章に関連して実施すべきものであることが、改めて明記された。

7. 人、設備等の資源の提供と管理

(2) 従事者の知識と能力：(2)「従事者の知識と能力」については、従来から第5章に関連している前提で審査されてきたが、今回の改正で「第5章により」が追加された。

第3章 危害要因分析の準備

4. 工程一覧図（フローダイアグラム）及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認要求事項が「現状の工程内作業、日常作業及び生産環境を明確にし、」から、「現状の工程内、日常、定期・不定期作業及び生産環境を明確にし、」に修正された。

(2) 現状作業（工程内及び日常定期・不定期作業）の明確化

①工程内現状作業の明確化

作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

②現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

(3) 生産環境の文書化

②農場内の交差汚染の予防を考慮した、清潔度区分（ゾーニング）及び人、家畜、物の流れ（動線）を検討しなければならない。

③敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した平面図上に、清潔度区分を明示し、人、家畜、物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作成しなければならない。

第4章 一般的衛生管理プログラムの確立とHACCP 計画の作成

1. 一般的衛生管理プログラムの確立

(1) 一般的衛生管理プログラムを確立する場合、(中略)、特に、次の事項については、病原体の侵入防止の観点から効果的に実施されるよう、その作業手順に留意すること。①農場に立ちに入る者の制限、②農場内に立ちに入る者の更衣・作業靴の履き替え・消毒、③農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理、④給与水、飼料、敷料等の処理・管理、⑤導入家畜の健康状態の確認・管理、⑥農場への野生動物の侵入防止措置、⑦衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止、⑧農場域内の整理整頓及び消毒

(2) 管理方法は、第3章で作成した文書や、作業手順書、作業マニュアル等の文書により定めること。

(3) 一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われているか否か、作業後の様態や効果についてのモニタリングの必要性を検討し、モニタリングを行う場合には、その記録の方法を明確にすること。(新設)

3. HACCP 計画の作成

(3) 監視(モニタリング)方法の確立(原則4)

①モニタリングの手順及び方法では、その対象事項、具体的な手順、方法及び実施の頻度を定め、測定、観察及び記録付け並びに記録の確認を行う担当者を明確にすること。

(4) 是正措置の確立(原則5)

①逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法(他用途への転用、廃棄、その他)②正常への復帰、③逸脱した原因の究明、④再発を防止するための対策

(5) 検証方法の決定(原則6)

HACCPシステムがHACCP計画に従って実施されているかを確認するに当たり、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定めた検証計画を作成し、これに基づき、計画的・定期的に検証を行うこと。検証では、以下の事項を確認すること。

①HACCP計画が適正に運営されていることをモニタリング記録、是正措置の記録、現場の査察、従事者へのインタビューなどにより確かめること。

③モニタリングに用いる機器が定められたとおりに整備されていること。

第5章 教育・訓練

1. 教育・訓練

HACCPチーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、第4章で定めた一般的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP計画、是正措置、その他一般的衛生管理プログラム並びにHACCPに関する知識・技能の維持向上を図るため教育・訓練を行うこと。教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 従事者が自らの活動の持つ意味及び重要性を理解し衛生管理システムの効果的な運用に向けて自らがどのような貢献ができるかの認識を持たせるものであること。

(2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかであり、その有効性が評価されるものであること。

(3) 教育・訓練の効果を確認し、必要な力量が不足している場合にはその力量に到達することを目的とした再教育が実行されるものであること。

(4)(1)から(3)までの事項が計画的に行われ、記録されるものであること。

第6章 評価・改善及び衛生管理システムの更新

1. 内部監査

(2) 内部監査は、その手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施しなければならない。

(6) 内部監査員は、内部監査の結果を内部監査報告書として文書化しなければならない。

2. 情報の分析

(3) 一般的衛生管理プログラムのモニタリン

グ記録（家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導結果を含む） (4) HACCP 計画のモニタリング記録 (5) 内部監査の記録 (7)衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報 (8) 直近の農場HACCP認証審査結果

3. 衛生管理システムの更新

経営者の指示のもと、HACCP チーム責任者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、1及び2の結果をもとに、改善のための処置を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。衛生管理システムを更新するときは、あらかじめ経営者に報告するとともに、その更新を記録し、保管すること。

第7章 衛生管理文書リスト、及び文書、記録に関する要求事項

2. 文書、記録に関する要求事項

(1) 文書

①文書化

・氏名を印字又は電子サイン等の使用により署名に代える場合は、あらかじめその旨を定めた文書を作成すること。

(2) 記録

①記録付け

記録は、電子化する場合も含め、次の事項を満たさなければならない。

・記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要により時間の記載があること。

・責任者の所属、署名及び署名した日付の記載があること。

詳細は農林水産省のホームページを参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/

第12回全国和牛能力共進会における福岡県代表牛の概要

公益社団法人 福岡県畜産協会

公益社団法人全国和牛登録協会主催の「全国和牛能力共進会」は、5年に一度開催される大会で、「和牛のオリンピック」と呼ばれています。令和4年10月6日から10日まで鹿児島県で開催される第12回大会は、「和牛新時代 地域かがやく和牛力」を開催テーマとして、全国から41道府県の参加が予定されています。本県からは前回の宮城大会に続き肉牛の部第8区に加え、今回初めて種牛の部第2区（14～17か月未満）、第3区（17～20か月未満）に出品します。肉牛の部は、肉量、肉質及び口溶けの良さ等の食味性を審査する部門で、種牛の部は、姿、形及び良質な子牛の生産能力など、繁殖雌牛の改良の成果を審査する部門です。

代表牛については、種牛の部は8月6日に開催された最終予選会で、肉牛の部は8月16日～18日に選畜委員により巡回が行われ、選考されました。

第12回全国和牛能力共進会まで残りわずかとなりました。関係者の皆様方にはこれまでのご支援に感謝するとともに、本県代表牛が遺憾なく力を発揮できるよう心から祈念しております。

○ 種牛の部第2区

「ちえこ」大石昌史



○ 種牛の部第3区

「のぞみ」株式会社木村牧場



○ 肉牛の部第8区

「勝久」株式会社長浦牧場



「若久」平山英一





福岡県両筑家畜保健衛生所

福岡県“One Health”国際フォーラム 2022+FAVA

参加無料

目的:新型コロナウイルス感染症をはじめとした人獣共通感染症などに対して、ワンヘルスアプローチにより解決することを目指し、各分野の専門家が研究成果などを世界に向けて発信します。また、県民の皆さんに理解を深めていただく県民講座も開催します。

日時:令和4年11月12日(土)、11月13日(日)

会場:ヒルトン福岡シーホーク (福岡市中央区地行浜)

【県民講座】(12日)

・**テーマ:**坂上忍さんと考えるワンヘルス

～人と動物の共生社会の実現を目指して～

・**演者:**坂上 忍(俳優)

・**内容:**トークショー、日本獣医師会会长と県知事による鼎談

・**申込み:**事前申込者優先 ※ 詳しくはHPをご覧ください



HP はこちら



第23回福岡県農林水産まつり

目的:新鮮でおいしい農林水産物の供給や、水源のかん養、県土の保全な重要な役割を果たしている農林水産業に対する県民の理解を深めるため、県民参加のまつりとして実施します。

日時:令和4年11月12日(土)10:40~16:30

13日(日)10:00~16:00



会場:市営地行中央公園 (福岡市中央区地行浜 1丁目:上記会場に近接)

内容:本県農林水産業の紹介

県産農林水産物を材料とした飲食の提供

「ワンヘルス」のPR、ワークショップ及び体験コーナーなど



～産業動物獣医師のニューフェイス～

- ①出身地 ②出身大学 ③現在の職場 ④趣味等 ⑤仕事内容 ⑥一言

とみながちひろ

富永 知宏 先生



①福岡県 ②宮崎大学

③福岡県筑後家畜保健衛生所

④料理、キャンプ、ゲーム、釣り

⑤管理衛生課で薬事、動物種は豚と鶏を担当しています。

⑥昨年度まで長崎県で勤務しておりましたが、この春に地元福岡へ戻ってまいりました。拙いところがあると思いますが、福岡の畜産振興の一助となるよう努力いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ひらやまたかひろ

平山 貴博 先生

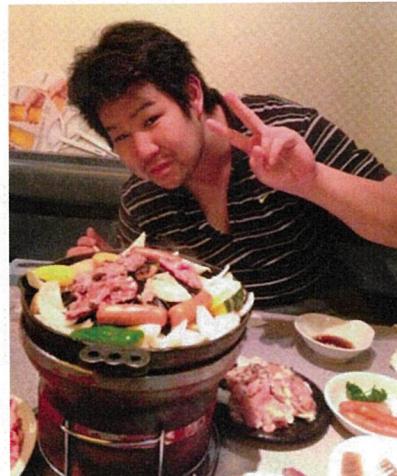
①福岡県 ②北里大学

③福岡県農業共済組合八女診療所

④飲み歩き

⑤家畜の診療・業務

⑥3月まで福島県にて牛の診療に携わっておりました。まだまだ不慣れな事ばかりですが、地元福岡県に貢献していきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。



やまかわ はな

山川 葉奈 先生

①沖縄県 ②山口大学

③ふくおか県酪農業協同組合 福岡乳牛診療人工授精所

④趣味はサッカー観戦です。コロナ前は国内、海外旅行によく行っていました。

⑤主に牛の診療業務に携わっています。

⑥体は小さいですが、大きな牛達に負けないように頑張りたいと思います。まだまだ勉強不足で至らない点も多々あるかとは思いますが、福岡県の畜産業に貢献できるよう日々精進いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



— 令和4年度 職員紹介 —

中央家畜保健衛生所



北部家畜保健衛生所



管理衛生課



管理衛生課



防疫課



防疫課



病性鑑定課



検査課



両筑家畜保健衛生所



所長 安増邦理

管理衛生課



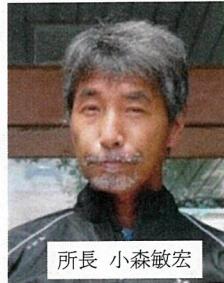
防疫課



検査課



筑後家畜保健衛生所



所長 小森敏宏

管理衛生課



防疫課



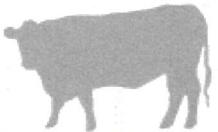
検査課



畜産課 (衛生係・動物衛生班)



口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等 から家畜を守るために



毎月20日は 「ふくおか一斉消毒の日」

病原体の侵入、疾病のまん延を防止するには、県全体での防疫対策が重要です。

毎月20日は、定期的な消毒に加え、県内一斉消毒に取り組みましょう！

全ての畜産関係者のご理解とご協力をお願いします。

— 消毒、家畜の病気に関するお問合せ —

中央家畜保健衛生所 TEL 092-633-2920

北部家畜保健衛生所 TEL 0948-42-0214

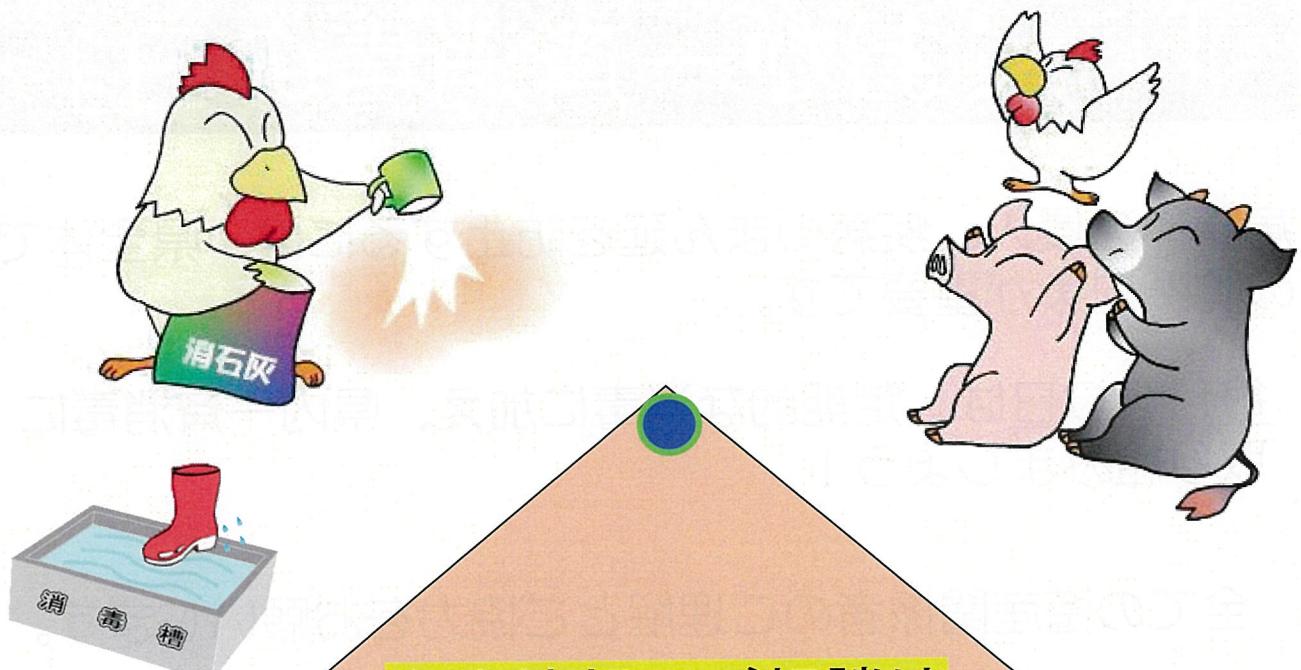
両筑家畜保健衛生所 TEL 0942-30-1037

筑後家畜保健衛生所 TEL 0942-53-2405

家畜の異状の早期発見・早期通報をお願いします。

【 福 岡 県 】

飼養衛生管理基準を遵守し 衛生管理を徹底しましよう！！



衛生情報・ご相談は

最寄りの家畜保健衛生所へ

福岡県農林水産部 福岡市博多区東公園 7-7

TEL092-651-1111 FAX092-643-3517

畜産課

(内線 3990)

中央家畜保健衛生所 福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5

TEL092-633-2920 FAX092-633-2851

北部家畜保健衛生所 嘉麻市大字漆生 587-8

TEL0948-42-0214 FAX0948-42-1376

両筑家畜保健衛生所 久留米市合川町 1642 番地の 1

TEL0942-30-1037~9 FAX0942-35-9198

筑後家畜保健衛生所 筑後市大字和泉 606-1

TEL0942-53-2405 FAX0942-53-2723